

第2回 千歳市景観計画 検討会議 資料

令和2年9月7日(月)

検討会議における検討事項

| 検討会議 | 検討事項 |
|----------------|---|
| 第1回 (本日) | <ul style="list-style-type: none">・景観に関する基本情報について・景観計画策定及び景観条例制定の目的、策定の流れなど・キウス周堤墓群の世界遺産登録について・景観計画区域、(仮称)景観重点区域について・(仮称)景観重点区域の景観づくりの考え方について |
| 第2回 (8月下旬) | <ul style="list-style-type: none">・千歳市の景観計画区域、景観重点区域・景観重点区域における景観特性と課題・景観重点区域における景観形成の方針(案)・景観重点区域における届出対象規模と景観形成基準(案) |
| 第3回 (9月下旬) | <ul style="list-style-type: none">・千歳市景観計画における基本理念、基本方針について・景観エリア別の景観づくりの方針について・一般区域における届出対象規模について・一般区域における基準案について |
| 第4回 (11月中旬) | <ul style="list-style-type: none">・一般区域における基準案の報告・景観条例案の報告・千歳市の景観形成の方針について |

【検討事項】

○キウス周堤墓群周辺の景観づくりの考え方について

- 1 千歳市の景観計画区域、景観重点区域
- 2 景観重点区域における景観特性と課題
- 3 景観重点区域における景観形成の方針(案)
- 4 景観重点区域における届出対象規模と景観形成基準(案)
 - (1) 景観重点区域における届出対象規模
 - (2) 景観重点区域における景観形成基準

○第3回検討会議の概要

千歳市景観計画の構成(案)

1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景と目的
2. 計画の位置付け

2章 千歳市の景観特性と課題

1. 千歳市の概要
2. 千歳市の景観特性
一般区域の特性
景観重点区域の特性(キウス)
3. 千歳市の景観づくりの課題
一般区域の課題
景観重点区域の課題(キウス)
4. 千歳市の景観づくりの考え方

3章 景観づくりの基本理念・基本方針

1. 基本理念
共通
2. 基本方針
一般区域
景観重点区域(キウス)

4章 景観づくりのルール(行為の制限)

1. 景観形成基準
一般区域・景観重点区域(キウス)
2. 届出対象行為
一般区域・景観重点区域(キウス)
3. 届出に係る基本フロー図

5章 景観づくりに関わる資源の指定方針や整備に関する事項

1. 景観重要建造物の指定の方針
2. 景観重要樹木の指定の方針
3. 屋外広告物の表示等の制限に関する事項
4. 景観づくりを支える仕組みに関する事項

6章 景観づくりの推進方策

1. 千歳市の景観づくりを支える推進方策

写真撮影位置図



キウス周堤墓群の外観(国道337号・千歳市側からの眺め)

②



キウス周堤墓群のある樹林帯

キウス周堤墓群の外観(千歳市側の農地からの眺め)

③



キウス周堤墓群周辺の農地(かつては湿地が広がっていたことを彷彿させる平坦な農地が広がっている)



④



⑤



⑥



⑦

キウス周堤墓群内の散策路



⑧

キウス周堤墓



キウス周堤墓

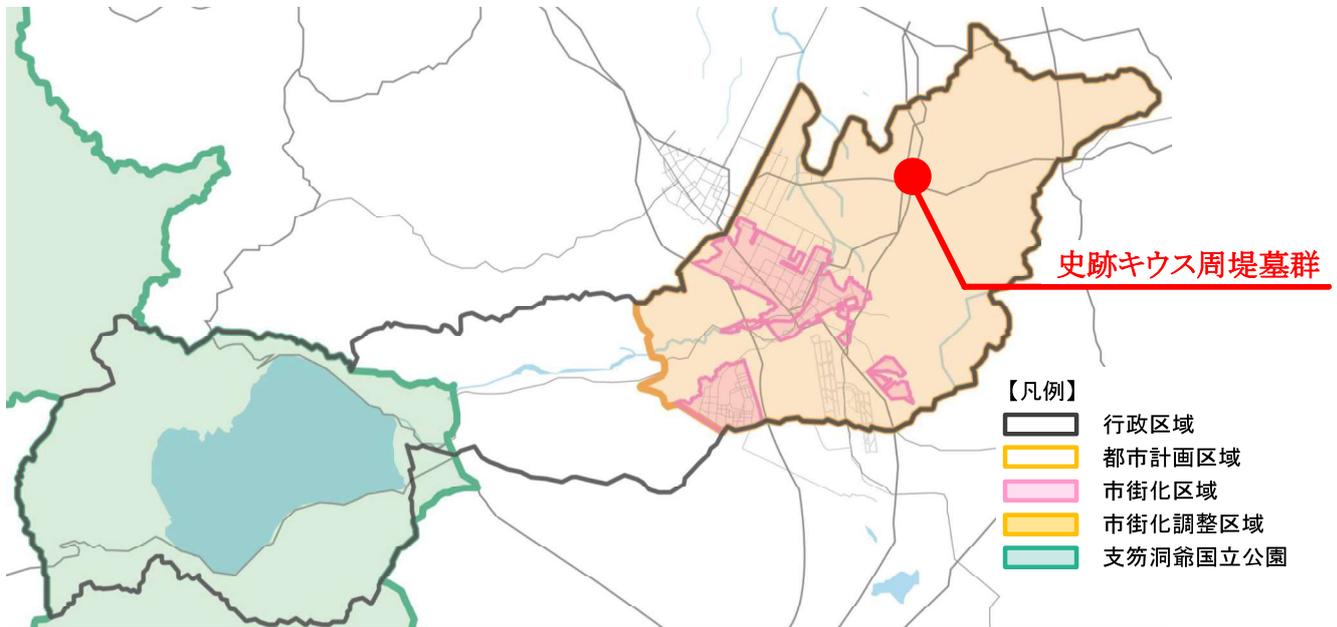


キウス周堤墓(4号)

1 千歳市の景観計画区域、景観重点区

(1) 景観計画区域について

- 景観計画区域とは、景観計画に基づき良好な景観づくりを行う区域のことを言います。
- 千歳市には、市街化区域のほか、市街化調整区域や都市計画区域外にも自然景観や農村景観、史跡キウス周堤墓群などの歴史・文化的景観など、重要な景観資源が存在することから、**行政区域全域を景観計画区域とします。**



1 千歳市の景観計画区域、景観重点区域

(2) 「一般区域」と「景観重点区域」について

- 景観計画区域には、「一般区域」と「景観重点区域」を設けます。
- キウス周堤墓群周辺を「景観重点区域」とし、その他を「一般区域」とします。
- 一般区域は、景観エリアごとに方針を設定し、制限については、現行の北海道の基準を基本に設定します。
- 景観重点区域は、一般区域とは別に方針を設定し、制限については、縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会で示されている案を基本とし、立地状況等の特性に合わせて設定します。

景観計画区域(行政区域全体)

<一般区域>

- 景観エリアごとに方針を設定
- 届出行為の基準・景観形成基準は共通とし、北海道の基準を基本

<景観重点区域>

- 一般区域とは別に方針を設定
- 届出行為の基準・景観形成基準は特性に合わせて設定

1 千歳市の景観計画区域、景観重点区域

(3) 景観重点区域について

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産の一部として
世界文化遺産の国内推薦を受けている史跡キウス周堤墓群の保全を図るため、
キウス周堤墓群と**その周辺（緩衝地帯）**について、
良好な景観を保つ必要があります。



「景観重点区域」に指定し、保全を図ります。

※「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産がある自治体は、基本的に共通した考え方で取組みを行うこととしております。

1 千歳市の景観計画区域、景観重点区域

(3) 景観重点区域について



緩衝地帯とは・・・

- 縄文の人々の水辺の暮らしや古くから変わらない地形などの自然環境の確実な保全に必要な範囲として設定したもの。
- 資産の内外に設けた主たる視点場からの眺望の維持に必要な範囲として設定したもの。

2 景観重点区域における景観特性と課題

(1) 景観重点区域の景観特性

■キウス周堤墓群の価値

- 周堤の外径が最大で83m、くぼみ底面から周堤天端までに高さが最大で4.7mにも及ぶ大型のものを含む周堤墓が群集し、中には互いに周堤が接するものがあり、全体として広域な墓地の集合体を形成しています。
- これまでの調査により、立石を伴うものや石棒を副葬したもの、ベンガラを散布したものなど、副葬の多様なあり方を示す土坑墓が良好に遺存していることが確認されています。
- 周堤墓群は、のちに火山灰や腐植土によって覆われますが、昭和初期に保護がなされ、構築時の外観を現地表面でもそのまま確認することができます。周堤と中央部のくぼみ、及び相互の配置が作り出す地勢・地貌は、現在に至る史跡(遺跡)の形成過程を示すとともに、縄文時代の墓地群の有り様を反映させた史跡(遺跡)景観をなしています。



2 景観重点区域における景観特性と課題

(2) 景観重点区域の課題

■景観重点区域の課題

- 史跡キウス周堤墓群及びその周りに設定した緩衝地帯について、周辺を含めた区域の景観の保全を図り、縄文の雰囲気を感じられる景観の形成を進めていく必要があります。
- 緩衝地帯には、私有地も多くあるため、大規模な民間開発が行われる可能性があります。また、農業の担い手不足から、耕作放棄地が増加し、自然的景観が阻害される恐れがあります。
- 史跡キウス周堤墓群は、地域の身近な文化的資産「市民資産」としてとらえ、地域住民や市民団体と行政が一緒になって保全の取組を進め、確実に未来に継承していく必要があります。



3 景観重点区域における景観形成の方針(案)

【参考】洞爺湖町(仮称)景観形成重点区域 入江・高砂貝塚地区

※「北海道・北東北の縄文遺跡群」構成史跡 入江・高砂貝塚を含む

●入江・高砂貝塚地区の景観形成の方針

- ・ 入江・高砂貝塚内は、縄文文化が感じられるよう、周辺の自然景観との調和に努めます。
- ・ 地区内の樹木は、景観を構成する重要な要素であることから適切な管理を行います。
- ・ 縄文文化を体験、学習できるように景観に配慮しながら施設の整備を行います。
- ・ 将来的には、縄文時代の植生を再生することも検討します。



史跡 入江・高砂貝塚

写真出典:「北海道・北東北の縄文遺跡群」

<https://jomon-japan.jp/jomon-sites/irie-takasago/>

3 景観重点区域における景観形成の方針(案)

【参考】青森県八戸市 是川景観重点地区

※「北海道・北東北の縄文遺跡群」構成遺跡 史跡是川石器時代遺跡を含む

●景観づくりの方針

- ・ 是川石器時代遺跡内の景観は、縄文文化を感じさせるよう、周辺の自然的要素との調和に努めます。
- ・ 地区内の木竹は、主要な視点場からの景観を構成する重要な要素であり、適切な維持管理を進めます。将来的には、縄文時代の植生を再現することも検討します。
- ・ 是川地区では、歴史的景観の維持保全に加えて、縄文文化を体験・学習できる地区として整備充実を図ります。
- ・ 地区には、将来的に多くの来訪者が見込まれることから、地域住民の生活環境を悪化させないように、景観づくりにおいても配慮します。
- ・ 地区住民・市民と協働して、来訪者が満足できる環境維持活動の実施について検討します。



史跡 是川石器時代遺跡

写真出典:「北海道・北東北の縄文遺跡群」ホームページ

<https://jomon-japan.jp/jomon-sites/irie-takasago/>

3 景観重点区域における景観形成の方針(案)

①史跡キウス周堤墓群の景観は、縄文の雰囲気を感じられるよう、史跡景観の保全を図るとともに、緩衝地帯並びに周辺地域の地理的・自然的環境の保全に努めます。

- キウス周堤墓群は、周堤や中央部のくぼみなど、当時の遺構の形が現在にまで残る縄文時代の墓地群です。
- 史跡キウス周堤墓群周辺の地理的・自然的環境を保全し、史跡景観との調和を図ることが求められています。

②今後、史跡を整備することにより、将来的に多くの来訪者が見込まれることから、周辺景観や環境が悪化しないよう配慮します。

- 史跡キウス周堤墓群及びその周辺には、将来的に多くの来訪者が見込まれるため、地域住民の生活環境を悪化させないように配慮した景観づくりに努める必要があります。

③市民との協働により、景観重点区域における景観の保全に努めます。

- 史跡の価値を共有し、地域のかげがえのないものであるといった意識を持ち、地域住民の生活と史跡が共存できるよう、行政と市民が連携して景観の保全に努める必要があります。

4 景観重点区域における届出対象規模と景観形成基準(案)

良好な景観を保つためには、建築物や工作物の新築、増築、改築等のほか、開発行為や木竹の伐採などが行われる前に、これらの計画を事前に把握する必要があります。

このことから、景観計画において、対象となる届出行為を定めることとし、また、届出行為が適正かどうか判断する基準を定めることとします。

なお、景観重点区域における届出対象規模と景観形成基準については、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産がある自治体において、基本的に共通した考え方で取組むこととしており、それに立地状況等の特性を合わせた内容とします。

※ 既に建てられている建築物や工作物等は対象外となります。

4 景観重点区域における届出対象規模と景観形成基準(案)

(1) 景観重点区域の届出対象規模(案)

1) 建築物

| 行為の種類 | | 北海道 | | 千歳市 |
|-------|---------------------|---|--------------------------------------|--|
| | | 近商、商業、準工業、工業、工専 | 左記以外の区域 | 景観重点区域 |
| 建築物 | 新築または移転 | H:20m または A:3000m ² 以上 | H:13m または A:2000m ² 以上 | A:10m ² を超えるもの |
| | 増築または改築 | Aが上記以上 ※増改築前の規模か既に対象規模を超えている、増改築する床面積の合計が10m ² 以下の場合には対象外 | | A:10m ² を超えるもの |
| | 外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更 | 新築または移転の届出か必要な規模の建築物で、いずれかの立面の1/2を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの | | 外観を変更する場合は、外観面積のうち10m ² を超える外観の変更 |

H:高さ A:延べ面積(工作物は築造面積) S:開発区域面積

4 景観重点区域における届出対象規模と景観形成基準(案)

(2) 景観重点区域の景観形成基準(案)

1) 建築物

| 行為の種類 | 景観形成基準 | |
|--|--------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 建築物の新築、増築、改築又は移転 建築物の外観を変更することとなる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更 | 位置配置高さ | <ul style="list-style-type: none"> ○周辺の景観と調和し、突出した印象を与えない位置、配置とするよう努めること。 ○視点場から、その眺望を妨げない位置及び高さとするよう努めること。 ○やむを得ず、視点場から視認される場合は、周辺の景観と調和し、突出した印象を与えないように必要な措置を行うこと。 |
| | 形態意匠 | ○周辺の景観と調和するものとし、突出した印象を与えない形態、意匠とするよう努めること。 |
| | 色彩 | <ul style="list-style-type: none"> ○屋根及び外壁等は、原則、けばけばしい色は用いず、周辺環境と調和した色彩とするよう努めること。(別表色彩基準参照) ○視点場から視認される場合は、周辺景観と調和し、突出した印象を与えないように、屋根及び外壁等の5分の4以上の面積に推奨色を用いるよう努めること。なお、やむを得ずけばけばしい色を用いる場合は、建築物本体のいずれかの立面(建築物の1つの面における鉛直投影面積)で、当該立面の面積の5分の1を超えないようにすること。 |

4 景観重点区域における届出対象規模と景観形成基準(案)

4) 色彩基準(案)

■外壁

外壁のベースカラーについては、落ち着きが感じられ、周辺の景観と調和するものとし、次の色彩の範囲内とする。また、各色相におけるけばけばしい色は使用を避けるべき色とする。

※ただし、次に掲げるものはこの限りではない。

- ①着色していない石材、木材、土壁、レンガ等で仕上げた場合
- ②市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合(公共又は公益的施設)又は機能上やむを得ない施設として認める場合

(色彩基準(推奨色)とするマンセル値)

| 色相 | 明度 | 彩度 | 色相 | 明度 | 彩度 |
|---------|------------|-------------|---------|------------|-------------|
| R(赤)系 | 2.5以上6.0未満 | 6.5以下 | BG(青緑)系 | 2.5以上6.0未満 | 4.0以下 |
| | 2.0以上2.5未満 | 1.5を超え6.5以下 | | 2.0以上2.5未満 | 1.5を超え4.0以下 |
| YR(黄赤)系 | 7.0以上8.0未満 | 1を超え3以下 | B(青)系 | 2.5以上5.5未満 | 4.0以下 |
| | 3.0以上7.0未満 | 6.5以下 | | 2.0以上2.5未満 | 1.5を超え4.0以下 |
| Y(黄)系 | 2.5以上3.0未満 | 1.5を超え6.5以下 | PB(青紫)系 | 2.0以上5.0未満 | 4.0以下 |
| | 7.5以上8.0未満 | 1を超え3以下 | | 1.5以上2.0未満 | 1.5を超え4.0以下 |
| GY(黄緑)系 | 3.0以上7.0未満 | 6.0以下 | P(紫)系 | 2.0以上5.0未満 | 4.0以下 |
| | 2.5以上3.0未満 | 1.5を超え6.0以下 | | 1.5以上2.0未満 | 1.5を超え4.0以下 |
| G(緑)系 | 7.0以上8.0未満 | 1を超え3以下 | RP(赤紫)系 | 2.5以上5.5未満 | 4.0以下 |
| | 3.0以上7.0未満 | 4.0以下 | | 2.0以上2.5未満 | 1.5を超え4.0以下 |
| G(緑)系 | 2.5以上3.0未満 | 1.5を超え4.0以下 | N(無彩色) | 2.0以上9.0未満 | — |
| | 6.5以上8.0未満 | 1を超え3以下 | | | |
| | 2.5以上6.5未満 | 4.0以下 | | | |
| | 2.0以上2.5未満 | 1.5を超え4.0以下 | | | |

4 景観重点区域における届出対象規模と景観形成基準(案)

■屋根

屋根の色彩は低明度低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和するものとし、次の色彩の範囲とする。

また、各色相におけるけばけばしい色は避けるべき色とする。

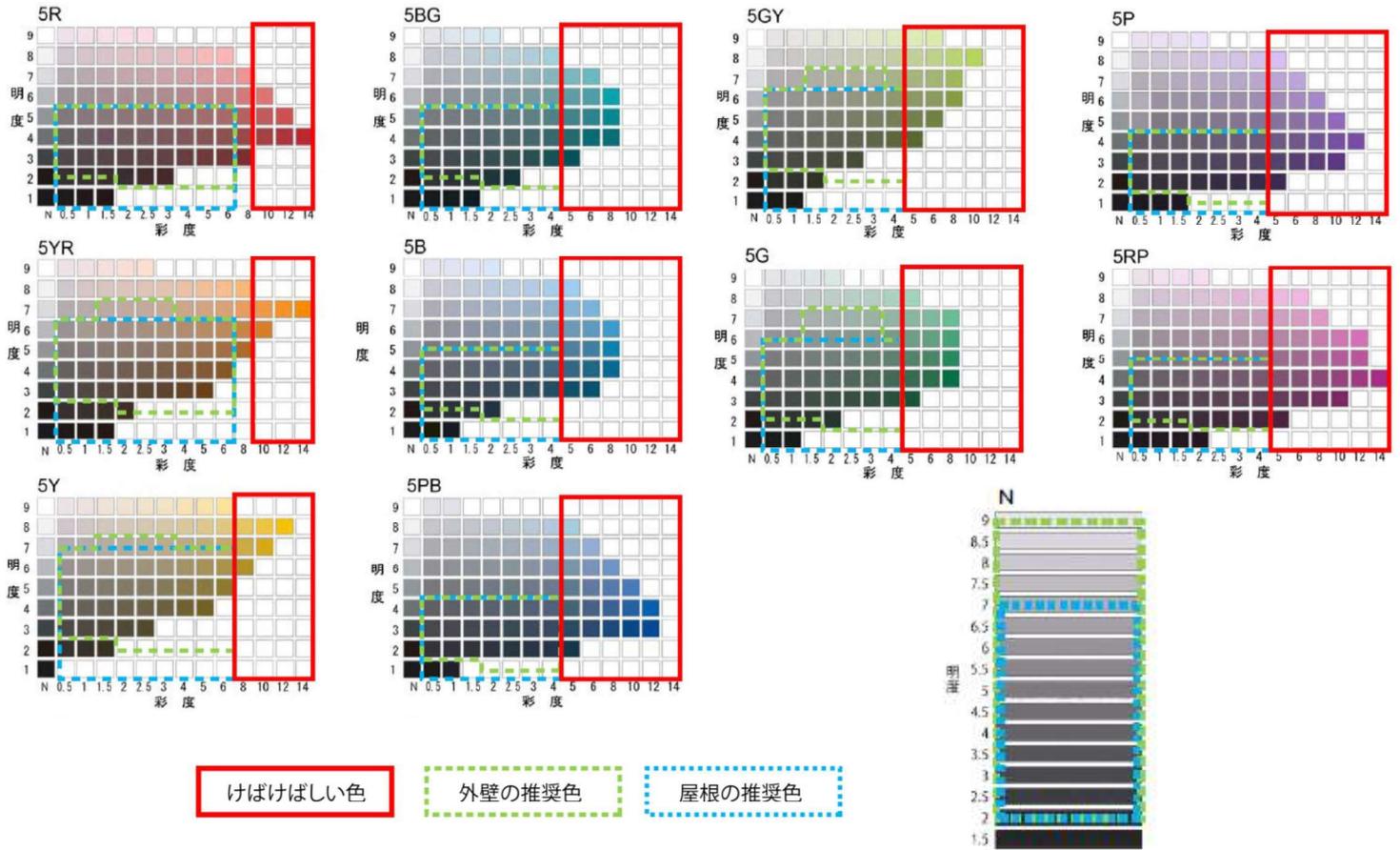
※ただし、次に掲げるものはこの限りではない。

- ①着色していない石材、木材、土壁、レンガ等で仕上げた場合
- ②市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合(公共又は公益的施設)又は機能上やむを得ない施設として認める場合

(色彩基準(推奨色)とするマンセル値)

| 色相 | 明度 | 彩度 | 色相 | 明度 | 彩度 |
|---------|-------|-------|---------|------------|-------|
| R(赤)系 | 6.0未満 | 6.5以下 | B(青)系 | 5.5未満 | 4.0以下 |
| YR(黄赤)系 | 7.0未満 | 6.5以下 | PB(青紫)系 | 5.0未満 | 4.0以下 |
| Y(黄)系 | 7.5未満 | 5.5以下 | P(紫)系 | 5.0未満 | 4.0以下 |
| GY(黄緑)系 | 7.0未満 | 4.0以下 | RP(赤紫)系 | 5.5未満 | 4.0以下 |
| G(緑)系 | 6.5未満 | 4.0以下 | N(無彩色) | 2.0以上7.0未満 | — |
| BG(青緑)系 | 6.0未満 | 4.0以下 | | | |

4 景観重点区域における届出対象規模と景観形成基準(案)



質疑応答

第3回検討会議の概要及び日程調整

＜第3回検討会議の概要＞

- 千歳市景観計画における基本理念、基本方針
- 景観エリア別の景観づくりの方針について
- 一般区域における届出対象規模について
- 一般区域における景観形成基準について

＜第3回検討会議の日程調整＞

- 第3回会議開催予定：令和2年10月上旬頃
- ・新型コロナウイルス感染拡大の状況を確認しつつ、会議方法も含めて開催日を検討します。
- ・会議開催の前に、事前に会議資料を送付いたします。

問い合わせ先

委員の皆様の意見や疑問等については下記にて受け付けます。

- FAX : 0123-22-8854
- E-mail : machi@city.chitose.lg.jp
- 郵送 : 〒066-8686 千歳市東雲町2丁目32番地
企画部まちづくり推進課

質疑応答

参考資料

6 景観計画区域、(仮称)景観重点区域について

(4) 緩衝地帯とは

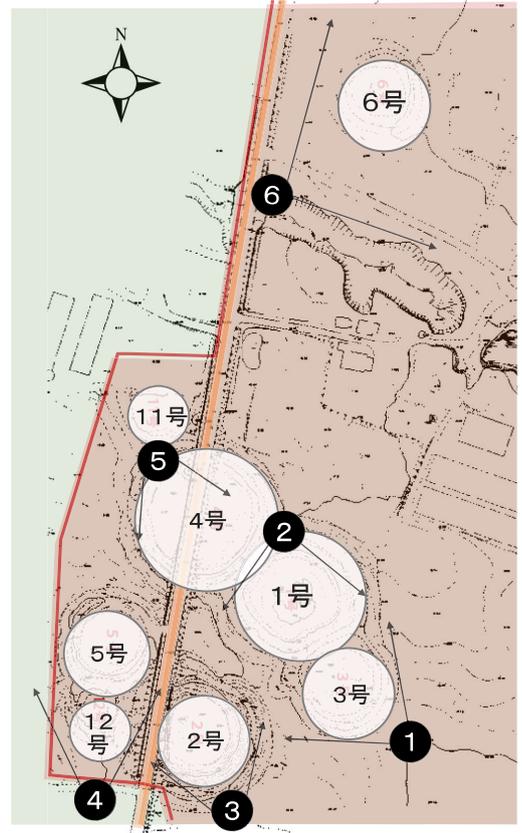
- 縄文の人々の水辺の暮らしや古くから変わらない地形などの自然環境を確実に保全するために必要な範囲として設定したものです。
- 資産の内外に設けた主たる視点場からの眺望を維持するために必要な範囲として設定したものです。

(5) 視点場とは

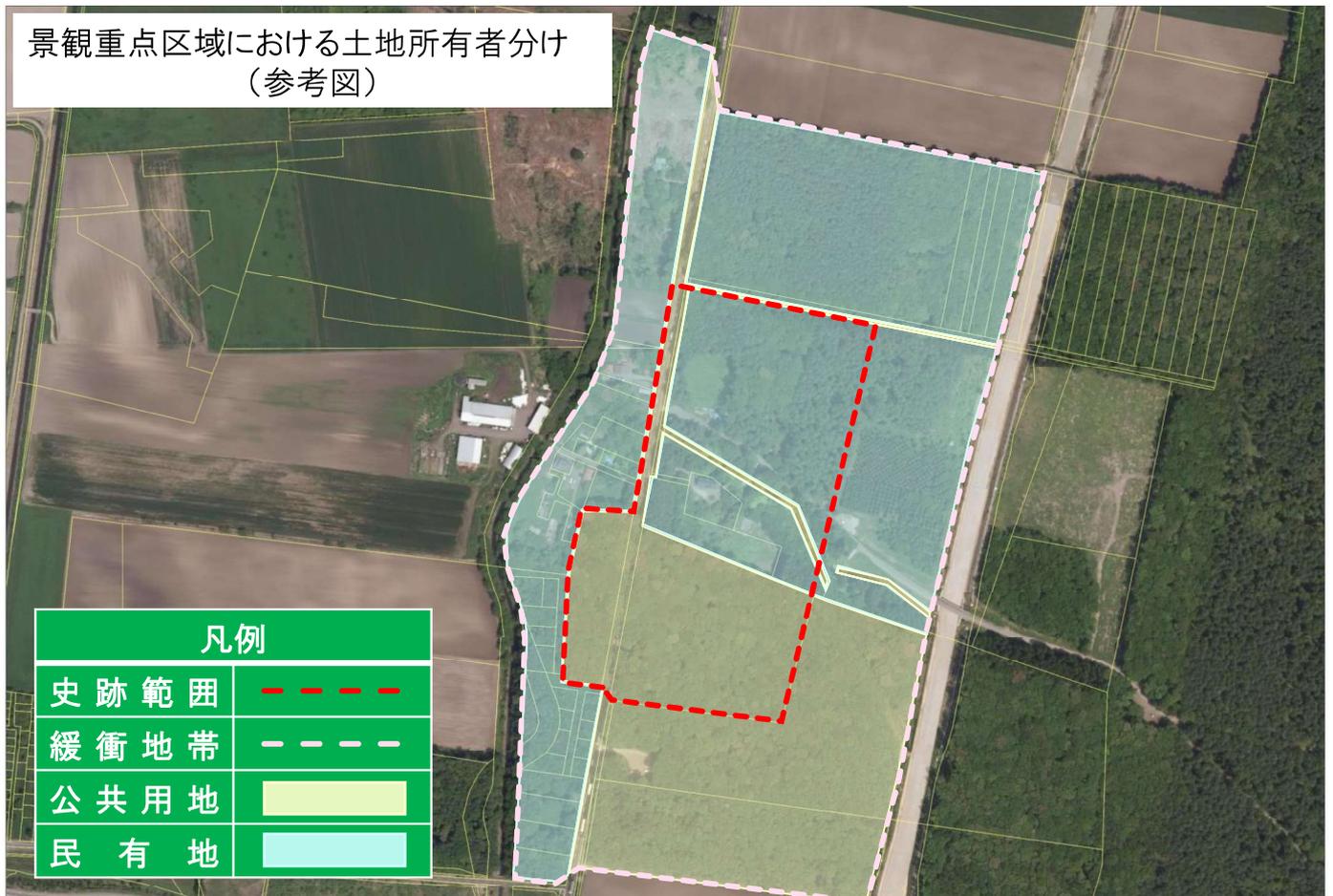
- 自然資源を巧みに利用した生活
- 祭事、儀礼を通じた複雑な精神性
- 集落の立地と生業の関係
- 集落形態の変遷

資産の価値として、これらを視覚的に理解できる地点として設定したものです。

<視点場位置図>



景観重点区域における土地所有者分け
(参考図)



4 景観重点区域における届出対象規模と景観形成基準(案)

(1) 景観重点区域の届出対象規模(案)

1) 建築物

| | | 北海道 | | 千歳市 |
|-------|---------------------|---|--------------------------------------|--|
| 行為の種類 | | 近商、商業、準工業、工業、工専 | 左記以外の区域 | 景観重点区域 |
| 建築物 | 新築または移転 | H:20m または A:3000m ² 以上 | H:13m または A:2000m ² 以上 | A:10m ² を超えるもの |
| | 増築または改築 | Aが上記以上 ※増改築前の規模か既に対象規模を超えている、増改築する床面積の合計が10m ² 以下の場合には対象外 | | A:10m ² を超えるもの |
| | 外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更 | 新築または移転の届出が必要な規模の建築物で、いずれかの立面の1/2を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの | | 外観を変更する場合は、外観面積のうち10m ² を超える外観の変更 |

H:高さ A:延べ面積(工作物は築造面積) S:開発区域面積

4 景観重点区域における届出対象規模と景観形成基準

2) 工作物

| 行為の種類 | 北海道 | | 千歳市 |
|---|--|---------|--|
| | 近商、商業、準工業、工業、工専 | 左記以外の区域 | (仮称)景観重点区域 |
| ・新設、増築、改築または移転 ・工作物の外観を変更することとなる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更 | | | |
| さく、塀、擁壁等 | H:5m以上 | | H:1.5mを超えるもの |
| 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等 | H:15m以上 | | H:5mを超えるもの |
| 風力発電設備 | ※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ5mかつ地盤面からの工作物の上端までの高さが15mを超えるもの | | |
| 煙突等 | | | |
| 物見塔等 | | | |
| 電線路等 | | | |
| 彫刻、記念碑等 | H:13mまたはA:2,000㎡以上 | | H:5mまたは A:10㎡を超えるもの |
| 観覧車、コースター等 | | | |
| 立体的施設(駐車場等) | | | |
| 製造施設(プラント等) | | | |
| 貯蔵・処理施設 | | | |
| 汚物処理施設、ごみ焼却施設等 | | | |
| 工作物の外観を変更することとなる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更 | 新設または移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の1/2を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの | | 上記「工作物の新設、増築、改築又は移転」の規模に関する要件に該当する工作物で、外観面積のうち10㎡を超える外観の変更 |

H:高さ A:延べ面積(工作物は築造面積) S:開発区域面積

4 景観重点区域における届出対象規模と景観形成基準

3) 開発行為等／土石の採取、鉱物の採掘／土地の形質の変更等

| 行為の種類 | 北海道 | | 千歳市 |
|----------------------------|----------------------------|---------|---|
| | 近商、商業、準工業、工業、工専 | 左記以外の区域 | (仮称)景観重点区域 |
| 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 | S:10,000㎡ または、のり面・擁壁H:5m以上 | | S:300㎡ または、のり面・擁壁H:1.5mを超えるもの |
| 土石の採取又は鉱物の掘採 | 規定なし | | H:5m以上または伐採面積が50㎡を超えるもの |
| 土地の形質の変更 | | | 堆積期間が90日を超え、かつ法面・擁壁1.5m以上または土地面積50㎡を超えるもの |
| 木竹の伐採 | | | 水面の面積300㎡を超えるもの、または法面H:1.5mを超えるもの |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | | | 事業の敷地面積が300㎡を超えるもの |
| 水面の埋立て又は干拓 | | | |
| 太陽光発電設備の設置 | H:5m またはA:2,000㎡以上 | | |

H:高さ A:延べ面積(工作物は築造面積) S:開発区域面積

4 景観重点区域における届出対象規模と景観形成基準(案)

(2) 景観重点区域の景観形成基準(案)

1) 建築物

| 行為の種類 | | 景観形成基準 |
|--|----------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築、増築、改築又は移転 ・建築物の外観を変更することとなる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更 | 位置 配置 高さ | <ul style="list-style-type: none"> ○周辺の景観と調和し、突出した印象を与えない位置、配置とするよう努めること。 ○視点場から、その眺望を妨げない位置及び高さとするよう努めること。 ○やむを得ず、視点場から視認される場合は、周辺の景観と調和し、突出した印象を与えないように必要な措置を行うこと。 |
| | 形態 意匠 | <ul style="list-style-type: none"> ○周辺の景観と調和するものとし、突出した印象を与えない形態、意匠とするよう努めること。 |
| | 色彩 | <ul style="list-style-type: none"> ○屋根及び外壁等は、原則、けばけばしい色は用いず、周辺環境と調和した色彩とするよう努めること。(別表色彩基準参照) ○視点場から視認される場合は、周辺景観と調和し、突出した印象を与えないように、屋根及び外壁等の5分の4以上の面積に推奨色を用いるよう努めること。なお、やむを得ずけばけばしい色を用いる場合は、建築物本体のいずれかの立面(建築物の1つの面における鉛直投影面積)で、当該立面の面積の5分の1を超えないようにすること。 |

4 景観重点区域における届出対象規模と景観形成基準

| 行為の種類 | | 景観形成基準 |
|--|-----|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築、増築、改築又は移転 ・建築物の外観を変更することとなる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更 | 素材 | <ul style="list-style-type: none"> ○周辺の景観と調和する素材を用いるよう配慮すること。 ○屋根や外壁等に、金属やガラス等の光沢素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減に努めること。 |
| | 敷地 | <ul style="list-style-type: none"> ○敷地内に既存の樹木がある場合には、保存に努めること。 ○門、塀、さく等を設置する場合は、周辺と調和した形態、意匠や素材とするよう努めること。 |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○建築物等に付帯する設備が視点場から視認される場合は、植栽を設ける等、視認されないよう努めること。 ○車庫や物置等の付属建物を設置する場合は、周辺の景観と調和した形態、意匠や素材を用いるよう努めること。 ○屋外照明を設置する場合は、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。 ○増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うよう努めること。 |

4 景観重点区域における届出対象規模と景観形成基準

2) 工作物

| 行為の種類 | | 景観形成基準 |
|--|--------|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・工作物の新設、増築、改築又は移転 ・工作物の外観を変更することとなる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更 | 位置配置高さ | <ul style="list-style-type: none"> ○周辺の景観と調和し、突出した印象を与えない位置、配置とするよう努めること。 ○視点場から、その眺望を妨げない位置及び高さとするよう努めること。 ○やむを得ず、視点場から視認される場合は、周辺の景観と調和し、突出した印象を与えないように必要な措置を行うこと。 |
| | 形態意匠 | ○外観は、周辺の景観と調和した形態、意匠とするよう努めること。 |
| | 色彩 | ○原則、けばけばしい色は用いず、推奨色を使用し、周辺環境と調和した色彩とするよう努めること。(別表色彩基準参照) |
| | 素材 | ○周辺の景観と調和する素材を用いるよう配慮すること。 |
| | 敷地 | ○敷地内はできる限り緑化し、既存の樹木がある場合は、保存に努めること。 |
| | その他 | ○屋外照明を設置する場合は、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。 |

4 景観重点区域における届出対象規模と景観形成基準

3) 開発行為等／土石の採取、鉱物の採掘／土地の形質の変更等

| 行為の種類 | | 景観形成基準 |
|---|-----|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他土地の形質の変更 | 方法 | ○現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないよう努めること。やむを得ない場合は、緑化等による修景に努めること。 |
| | その他 | ○視点場から視認される場合には、植栽を設ける等、視認されないよう努めること。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・土石の採取又は鉱物の掘採 | 方法 | <ul style="list-style-type: none"> ○形状を変更する土地の範囲は必要最小限度とし、土地の形質、樹木の保存に努めること。 ○採取又は掘採は整然と行い、視点場から視認される場合には、植栽を設ける等、周辺の景観と調和し、突出した印象を与えないように必要な措置を行うこと。 |
| | その他 | ○行為後の跡地は、周辺の自然植生と調和した緑化に努めること。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・木竹の伐採 | 方法 | ○伐採は、必要最小限の規模とするよう努めること。 |
| | その他 | ○伐採後の跡地は、行為後の土地利用に応じ、周辺の景観と調和するよう緑化に努めること。 |

4 景観重点区域における届出対象規模と景観形成基準

| 行為の種類 | | 景観形成基準 |
|----------------------------|------|---|
| ・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積 | 位置規模 | ○視点場から見えにくい位置及び規模とするよう努めること。 |
| | 方法 | ○物を積み上げる場合には、可能な限り高さを抑えるよう努めるとともに、整然とした堆積を行うよう配慮すること。 |
| | その他 | ○視点場から視認される場合には、植栽を設ける等、視認されないよう努めること。 |
| ・水面の埋立て又は干拓 | 方法 | ○埋立て又は干拓により生じる護岸、擁壁等は、周辺景観と調和するよう形態、素材等に配慮すること。 |
| ・太陽光発電設備の設置 | 位置規模 | ○周辺の景観と調和し、突出した印象を与えない位置、素材及び規模とすること。 ○視点場から見えにくい位置及び規模とするよう努めること。 |
| | その他 | ○視点場から視認される場合には、植栽を設ける等、周辺の景観と調和し、突出した印象を与えないように必要な措置を行うこと。 |